

工事請負契約に係る設計図書の実費徴収及び販売要領

(最終改正 令和6年2月1日)

工事請負契約に係る設計図書（図面、金抜設計書及び仕様書をいう。以下同じ。）の実費徴収及び販売方法については、次のとおりとする。

1 電子入札対象工事以外の工事について

(1) 対象

工事請負契約に係る設計図書2部。

なお、

ア 当初契約時のみ有料とし、契約変更時の設計図書は、無償で配布する。

なお、この場合の配布部数は、従来どおりとする。

イ 現場説明用設計図書は、従来どおり無償で貸与する。

ウ 軽微な工事は、対象外とする。

(2) 負担金額

設計図書の請負者負担金額は、実費相当額とする。

(3) 設計図書の単価の決定

ア 起工担当課は、現説時に指名業者に配布する設計図書1部当たりの単価（消費税抜きの額）を起工時点での協定価格等に基づき算出する。

ただし、青写真については、当面の間「平成27年度（下半期）価格協定について（通知）（平成27年10月1日付け北九契契第292号）」の5ページに記載がある協定価格に基づき算出する。

なお、起工担当課と設計担当課が異なる場合は、起工担当課は、設計担当課に確認のうえ単価を算出する。

算出した結果、

① 1部当たりの金額が100円未満の場合は、「起工及び契約締結伺」の「特記事項」欄に「設計図書代金0円」と記入する。

② 1部当たりの金額が100円以上の場合は、

・ 100円未満の端数を切り捨てて1部当たりの単価を算出する。

・ 「1部当たりの単価×2×1.1」で設計図書代金を算出する。

・ 「起工及び契約締結伺」の「特記事項」欄に「請負者負担額△△円（〇〇円×2×1.1）」と記入する。（注：〇〇円＝1部当たりの単価）

イ 設計図書請負者負担額算定表に必要事項を記入し、「起工及び契約締結伺」に添付する。

ウ 設計図書の作成経費は、従来どおり原局負担とする。また、設計図書の作成部数についても、従来どおりとする。

(4) 納付書（払込書）兼領収済通知書の作成

ア 当該工事が一般会計分の工事の場合

契約担当課は、起工担当課から持ち込まれた「起工及び契約締結伺」の「特記事項」欄に基づき納付書（払込書）兼領収済通知書を作成する（一般会計の工事に係る設計図書実費の収入は、契約担当課の一般会計の収入となる。）。なお、調定等の事務は、「会計関係事務手続説明書」を参考にすること。

イ 当該工事が特別会計又は下水道事業会計（一般会計分以外の工事）の場合

起工担当課は、「起工及び契約締結伺」の「特記事項」欄に基づき納付書（払込書）兼領収済通知書を作成する（特別会計等の工事に係る設計図書実費の収入は、起工担当課の当該会計の収入となる。）。

この場合、納付書（払込書）兼領収済通知書の「所属（住所）・氏名」欄は、空欄にしておく。調定等の事務は、「会計関係事務手続説明書」を参考にすること。

作成後は、「起工及び契約締結伺」と納付書（払込書）兼領収済通知書を契約担当課に持ち込む。

(5) 入札執行通知書への記載

契約担当課は、入札執行通知書に、

- ・(3)－ア－①の場合は、「設計図書実費は徴収しない。」と明記する。
- ・(3)－ア－②の場合は、「設計図書請負者負担額：△△円」と明記する。（設計図書1部当たりの単価ではないので注意。）

(6) 実費の徴収方法

ア 契約担当課は、落札者に契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「電子契約書」という。）（以下「契約書等」という。）を交付し、又は送付するとともに、納付書（払込書）兼領収済通知書を交付する。

イ 落札者は、実費を市金庫等で納入し、契約書（電子契約書をもって契約する場合を除く。）と領収書を契約担当課に提示する。

ウ 契約担当課は、領収書を確認したうえで、契約書に市長印を押印し、契約者に契約書を渡す。

電子契約書をもって契約する場合は、領収書を確認したうえで、電子契約書に電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をする。

2 電子入札対象工事について

(1) 対象

電子入札対象工事の工事請負契約に係る設計図書で、電子媒体（以下「CD-R」という。）に記録したもの。

なお、1-(1)-アの規定については、この場合に準用する。

(2) 負担金額

市とＣＤ－Ｒ販売業者で取り決めた協定価格を負担金額の上限とする。

(3) 販売方法

ア 公告や指名通知で指定したＣＤ－Ｒ販売業者から、指定期間内に購入する。

イ 購入時には、競争参加資格確認結果通知書又は指名通知書の写しをＣＤ－Ｒ販売業者へ提出する。

実施期日

この要領は、平成１６年１２月１日以降の発注分から適用する。

実施期日

この要領は、平成２６年４月１日以降の発注分から適用する。

実施期日

この要領は、平成２８年４月１日以降の発注分から適用する。

実施期日

この要領は、令和元年１０月１日以降の発注分から適用する。

実施期日

この要領は、令和６年２月１日から施行する。